

# 住宅応急修理制度について

～準半壊以上～（令和4年3月16日地震）

## 1 制度の概要

令和4年福島県沖地震により、住宅に準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害認定を受けた世帯に対し、災害救助法に基づき、被災した住宅の日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分について応急修理する制度です。

## 2 対象者（次の全ての要件を満たす方（世帯））

- (1) 住宅が準半壊、半壊、中規模半壊、大規模半壊の被害を受けた方  
（全壊の場合でも、応急修理により居住が可能となる場合は対象）
- (2) 応急修理を行うことで、被害を受けた住宅で生活が可能と見込まれる方
- (3) 応急仮設住宅等を利用しない方
- (4) 自らの資力では応急修理できない方

## 3 応急修理の範囲

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に欠くことのできない部分。

※対象外の工事例（地震被害と直接関係のない工事は対象外となります。）

- クローゼット・物置の扉や押入の襖
- 壁や基礎等のクラックが浅く、目地詰めだけで完了する修理
- 内装（クロスのはびや破れを張り替える修理）のみの修理
- 家電製品（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンなど）等

## 4 限度額

1世帯あたり 半壊～全壊：59万5千円以内 準半壊：30万円以内

※同一住家（1戸）に2世帯以上が居住している場合でも、上記限度額以内となります。

## 5 申込期限等

申込期限 令和4年5月31日（火）

受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日、祝祭日を除く）

※世帯主以外の方が申込書を記入する場合は印鑑が必要です。

※応急修理完了期限は、令和4年6月15日までとなります。

## 6 その他

- (1) 申込に基づき、村が修理業者と契約して実施します（修理業者は選択可能）。修理代金は、修理完了後、村が修理業者に支払いします。
- (2) 修理着手は、申込後、村と修理業者が契約をしてからになります。

## 7 申込・相談・問い合わせ先

泉崎村住民生活課 電話0248-53-2112